

平成 29 年 12 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

第1号議案	農地法第3条許可申請	9 件	田 畑	10,894.00 m <sup>2</sup> 1,367.00 m <sup>2</sup>
第2号議案	合意解約	4 件	田 畑	3,911.00 m <sup>2</sup> 36.00 m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第4条許可申請	0 件	田 畑	0.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
第4号議案	農地法第5条許可申請	14 件	田 畑	6,354.00 m <sup>2</sup> 486.00 m <sup>2</sup>
第5号議案	非農地証明願	2 件	田 畑	33.00 m <sup>2</sup> 1552.00 m <sup>2</sup>
第6号議案	農地改良に係る届出	0 件	田 畑	0.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
第7号議案	農用地利用集積計画書	14 件	田 畑	27,826.00 m <sup>2</sup> 877.00 m <sup>2</sup>
第8号議案			田 畑	0.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
合 計		43 件	田 畑	49,018.00 m <sup>2</sup> 4,318.00 m <sup>2</sup>

会 議 名	29年12月 定例会		
日 時	平成29年12月20日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠
会 長 11 中村康男	○
会長職務代理 2 大原眞路	○

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
事務局長 細川英樹	○	次長 岡崎伸一郎	○
事務局長補佐 藤井良清	○	書記 坂上祐美	○

農 業 委 員

氏 名	出 欠
1 木下得代	○
3 三木洋一	○
4 川田一博	○
5 吉田宏明	○
6 山下恭生	○
7 松下良夫	○
8 井上賀博	○
9 岡野孝文	○
10 村井孝彦	○
12 藤本俊彦	○
13 宮本賢一	○
14 猪熊幸雄	○
15 國重幸代	○
16 穴吹秀雄	○
17 梶野和幸	○
18 大西和男	○

18名中 18 名出席

欠席届出

傍聴推進委員 三 野 善 久

山 本 武 志

中 西 格

濱 崎 郷 廣

三 木 幸 作

# 定 例 会 議 事 録

1. 日 時 平成29年12月20日 (水) 午前 9時～
2. 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
3. 議 案 1) 農地法等許認可申請について  
2) その他

事 務 局 長

おはようございます。

それでは定刻がまいりましたので、ただいまより12月の定例会を開催いたします。

本日は9時から定例会、引き続きまして10時から全体会議を行う予定にしておりますので

席の配置がいつもとは違って寺子屋形式にさせていただいておりますがよろしくお願ひいたします。

本日も審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 43 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、18名中 18 名全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理 に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

大 原 会 長  
職 務 代 理

おはようございます。

委員の皆さんにはお寒い中、またお忙しい中早朝よりご出席いただきありがとうございます。

さっそくではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を

4番 川田 委員さんと

10番 村井 委員さんの お二人をお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、

6番 山下 委員さん

7番 松下 委員さん

8番 井上 委員さんと 私で、昨日12月19日(火)に

実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたい

と存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

大原会長  
職務代理

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」9件を  
議題に供します。事務局の説明を求めます。

坂上書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」について  
ご説明いたします。

1番、…、面積 21㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が不整形地の取得により譲り受けるもの  
であります。

2番、…、面積 690㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの  
であります。

3番、…、面積 1,072㎡【議案読み上げ】

外2筆 計3,209㎡

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの  
であります。

4番、…、面積 178㎡【議案読み上げ】

外1筆 計1,001㎡

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの  
であります。

5番、…、面積 1,290㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの  
であります。

6番、…、面積 1,290㎡【議案読み上げ】

外5筆 計2,033㎡

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの  
であります。

7番、…、面積 588㎡【議案読み上げ】

外2筆 計1,027㎡

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの  
であります。

8番、…、面積 1,127㎡【議案読み上げ】

外1筆 計1,546㎡

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

9番、・・・、面積 1,444㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件9件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について関係者の親族であります、15番の国重委員さんには申し訳ありませんが審議の間 退席をお願いいたします。

(国重委員 退席)

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」9件 につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

(国重委員 入席)

大原会長  
職務代理

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」4件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

坂上書記

それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」

について、ご説明申し上げます。

1番、…、面積 1,290㎡【議案読み上げ】

本件は、第1号議案 5番と関連しております。

2番、…、面積 614㎡【議案読み上げ】

3番、…、面積 1,127㎡【議案読み上げ】

4番、…、面積 916㎡【議案読み上げ】

本件は、第1号議案6番と関連しております。

以上です。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

梶野委員

3番について第1号議案10番と関連とありますが、8番ではありませんか。

坂上書記

失礼しました、第1号議案10番ではなく8番と関連となります。  
議案書の訂正をお願いいたします。

梶野委員

それで問題ないと思います。

大原会長  
職務代理

その他に何かありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条  
合意解約」4件を受理し、処理してまいります。

大原会長  
職務代理

続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」14件を議題  
に供します。

なお、第4号議案の1番、2番、6番、11番から14番については  
現地調査を実施しておりますので6番 山下委員さんと

7番 松下 委員 さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員]

<現地調査報告>

山下 委員

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」のうち1番、2番、6番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、…、面積 499㎡【議案読み上げ】

四手池の北西の角に位置する池之宮神社から高松自動車道を超えるかたちで北西に約 約300m、府中町から飯山町に抜ける主要地方道善通寺 府中線(18号線)から南へ約120mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 現在、賃貸住宅に居住している本申請地所有者の孫である譲受人が、使用貸借により自己住宅を建築するものである、

現在、本申請地の所有者である祖父の農業を手伝っており、

近くに居住することで農業を引き継ぐ予定であるため。

農地の区分 農用地であったが、先月の定例会第9号議案で審査した「農業振興地域整備計画変更手続」により、農地の種類が変更となる見込みで、周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、…、面積 158㎡【議案読み上げ】

学園通りと国道11号線が交差する 福江高架橋から北東へ約200m に位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 譲受人は現在、賃貸住宅に居住しているが、今後の生活を考

慮し、祖父と両親の住宅がある宅地内に自己住宅を建築することを計画した

ところ、進入路部分として利用している本申請地が無断転用となっていることが判明。

それを解消するため。

農地の区分 第3種農地(第一種住居地域)に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用については始末書の提出がある。

6番、…、面積 543㎡ 【議案読み上げ】

坂出市加茂出張所から南に 約150m、国道11号線から東に約20mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 駐車場 用地

申請理由 現在、本申請地の周辺には譲受人の病院やケアハウスなど多

数の関連施設があり、それらの利用者や病院関係者の駐車場が不足している

状態であることから、その解消のため駐車場用地として計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

大原会長  
職務代理

ありがとうございました。

続けて、松下 委員 さんお願いします。

松下委員

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」のうち11番から14番  
の現地調査報告をさせていただきます。

11番、…、面積 31㎡ 【議案読み上げ】

12番、…、面積 997㎡ 【議案読み上げ】

瀬戸中央自動車道 坂出インターチェンジから東へ 約100m、国道11号線から南へ  
約300m に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 進入路用地、太陽光発電設備 用地

申請理由 譲受人の事業である太陽光発電による売電事業拡大のため。

農地の区分 第3種農地(準工業地域)に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他太陽光発電を目的とした事業の場合に必要な、経済産業省の設備認定書類、電力会社との関連書類の提出がある。

3750番2については、隣接農地所有者との共有となっており、このたび譲渡人の持ち分である2分の1のみ譲渡するものです。

本申請について共有者の承諾書の添付もあります。

13番、・・・、面積 245㎡【議案読み上げ】

14番、・・・、面積 499㎡【議案読み上げ】

瀬戸中央自動車道 坂出インターチェンジから東へ 約100m、国道11号線から南へ約300m に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

譲受人の事業である太陽光発電による売電事業拡大のため。

農地の区分 第3種農地(準工業地域)に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

太陽光発電を目的とした事業の場合に必要な、経済産業省の設備認定書類、電力会社との関連書類の提出がある。

以上です。

大原 会長  
職務代理

ありがとうございました。

大原 会長  
職務代理

ただいま 山下 委員 さん、松下 委員 さんより 現地調査の報告がございましたが、他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

岡崎 次長

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明をさせていただきます。

1番、2番、6番、11から14番については、概ね委員さんの現地調査

のとおりであります。

3番、…、面積 741㎡【議案読み上げ】

市立白峰中学校から北へ 約200m、県道林田府中線(187号線)  
から東へ 約120m に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 資材置場 用地

申請理由 譲受人は土木建築業を営んでおり、所有する資材置場が  
手狭となったことから、現在の事務所用地兼資材置場に隣接する  
本申請地を資材置場の拡張用地として利用することを計画したため。  
農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で  
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、…、面積 499㎡【議案読み上げ】

瀬戸中央自動車道 坂出インターチェンジから東へ 約100に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、賃貸住宅に居住しているがこれから家族が増  
えることを考え、本申請地に自己住宅を建築することを計画したため。  
農地の区分 第3種農地(準工業地域)に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で  
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5番、…、面積 254㎡【議案読み上げ】

市立江尻保育所から北へ 約120mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 共同住宅 用地

申請理由 譲受人は現在77歳と高齢となってきたことから、賃貸アパ  
ート経営により安定した収入の確保を図ることを計画したため。  
農地の区分 第3種農地(第2種中高層住居専用地域)に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

7番、・・・、面積 1,284㎡ 【議案読み上げ】

主要地方道高松善通寺線(33号線)と主要地方道高松王越坂出線(16号線)

の交差点から西へ 約30mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 露天駐車場・資材置場 用地

申請理由 譲受人である会社の本店敷地が狭く来客用駐車場が確保出来なくなったため、本申請地に駐車場・資材置場を設けることで本店敷地に来客用駐車場を確保するため。

農地の区分 第3種農地(第2種住居地域)に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

8番、・・・、面積 58㎡ 【議案読み上げ】

川津町 字 中原 国道438号線と県道川津丸亀線との三叉路から南へ約150m、

国道438号線沿いに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 譲受人が平成29年1月に本申請の併せ利用地を自己住宅用地として取得し、住宅を建築した際に本申請地にまで及んでしまっていたことが工事完了手続きの際に判明。それを解消するため。

農地の区分 第3種農地(準工業地域)に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 本申請における無断転用は譲受人によるものではなく、造成し販売した業者によるものである。

そのため無断転用による始末書は譲受人とその業者の連名での提出となっている。

9番、・・・、面積 486㎡【議案読み上げ】

さぬき浜街道から南へ 約15m 東大浜緑地の東端から東へ  
約50mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、賃貸住宅に居住しているが、子供も増え手狭  
になったため、実家近くの本申請地に自己住宅を建築することを  
計画したため。

農地の区分 第3種農地(第1種中高層住居専用地域)に該当。□

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で  
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

10番、・・・、面積 546㎡【議案読み上げ】

学園通りと国道11号線が交差する 福江高架橋から北へ約350m  
学園通りから東に 約50mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭になったこと、  
また実家近くで母親である譲渡人の所有する本申請地に自己住宅を建築  
することを計画したため。

農地の区分 第3種農地(第1種住居地域)に該当。□

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で  
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

三木委員

4番の案件なんです(非農家の自己住宅の場合)利用率22%を満たしていない  
(議案書からは)と思われますがそのあたりはどうなっていますか。

岡崎 次長 転用面積は499㎡となっておりますが、有効面積に含まれない部分(進入路)が49㎡あるため、それを差し引いた450㎡と建物の1階部分の面積99.97㎡との間で利用率を計算しますと、22%を超えるということになります。

三木 委員 県の取り扱い基準がそうなっているのですか。

岡崎 次長 進入路は含めないこととなっております。

三木 委員 わかりました。

梶野 委員 11番の案件で持分2分の1というのは31㎡の農地全体ということですか。

岡崎 次長 この農地につきましては、先ほどの松下委員さんからの説明にもありましたように隣接農地所有者と共有となっているものであります。  
といいますが、この土地は現在農地への進入路として利用しているもので本申請による転用後も共有者は所有する農地への進入路として必要な土地です。  
ですから、本申請の譲渡人の持っている持分2分の1だけを譲受人に渡し、共有者は自身の持分2分の1を今後も持ち続けるということであります。

梶野 委員 その面積が31㎡ということですか。

岡崎 次長 31㎡のうちの2分の1ということですよ。

梶野 委員 わかりました。

大原 会長  
職務代理 その他に何かありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大原 会長  
職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」14件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

大原会長  
職務代理

続きまして、第5号議案「非農地証明願い」2件を  
議題に供します。

なお、第5号議案の2件については現地調査を実施して  
おりますので 7番 松下 委員 さんに現地調査の報告を  
お願いいたします。

松下委員

それでは、第5号議案「非農地証明願い」1番、2番の 2件について  
の現地調査報告をさせていただきます。

1番、…、面積 1,493㎡【議案読み上げ】

川津町 字 西田 四国電力坂出変電所の東、六地藏池のすぐ東に位置。

申請理由 平成4年頃より山林の状態となり農地への復旧が著しく困難であるため。  
現地調査を実施の際に、重機により山林の状態が解消されておる状態でありました。  
そのため、申請者に確認の必要があると判断いたしました。

2番、…、面積 92㎡【議案読み上げ】

林田町 字 川原 綾川に架かる雲井橋から北西に約300m

申請理由 平成11年7月21日より農道拡幅したため。

大原会長  
職務代理

ただいま、松下 委員 さんより 現地調査の報告がありましたが  
事務局からの補足説明を求めます。

岡崎 次長

それでは、第5号議案「非農地証明願い」についてご説明  
させていただきます。

2番については、概ね委員さんの現地調査報告のとおりであります。

1番について、補足説明をいたします。

昨日(12月19日)の現地調査をした際に、非農地証明願の申請受付後、  
事務局による現地調査の時とは異なって、重機により整地されておりました。  
証明願の提出業者に確認したところ、申請者から「今後、転用も含めた計画が持ち  
上がったために、つい最近整地を行った。」とのことでした。

そのため、取下願提出による取下げを行うとの回答がありました。

以上です。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願い」1件に  
ついて、原案どおり受理し処理してまいります。

大原会長  
職務代理

続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」14件を  
議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

坂上書記

それでは、第7号議案「農用地利用集積計画書」について  
説明をさせていただきます。

今月は新規に農地の貸借をする案件が7件、更新が1件、  
再設定が6件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締  
結が6件となっております。

以上、農用地利用集積計画書14件は、いずれも農業経営基  
盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え  
えます。よろしくご審議お願いします。

以上です。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

梶野委員

この申請案件のなかで10a当たりの借賃の設定があるものもありますが、無償のものが  
結構あると思います。

現時点ではそれでも良いと思いますが、今後、代替わり等があった場合には、  
問題になってくると思うのですが、事務局としてどう考えていますか。

まあ、ここで審議することではないかもしれませんが。

岡崎次長

農地の貸借について、無償か有償かについてはあくまで当事者間でということになります。  
終期が来た時点で一旦終了となることから、更新については改めて双方が条件を確認  
することになります。

梶野委員

実際の所有者からすれば、現在は無償でもよいと考えていても、これから代替わりなどで所有者が若い人になっていけば、無償では農地を手放すほうがよいと考える人が増えるのではないかと思います。

そこで、これからは農業委員や推進委員が間に入って適正な契約となるよう指導していく必要があるのではないのでしょうか。

岡崎次長

利用権設定について、農業委員会としてはあくまで当事者間での合意による申出ということから、借賃だけでなく、期間についても指導はしていません。

また、農地機構との契約については期間等の基準はあるようです。

梶野委員

わかりました。

大原会長  
職務代理

農地については固定資産税や水利費、土地改良の賦課金等のいろいろな経費がかかることから、農地の所有者のことを考えると無償というのはどうかと思います。

今後、農業委員や推進委員が指導していく必要はあると個人的には思います。

大原会長  
職務代理

その他に何かありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」14件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大原会長  
職務代理

その他の案件として、事務局の方で何かありましたらお願いいたします。

事務局長

定例会の終了後、休憩を挟んで10時より全体会議を開催いたします。  
よろしくおねがいいたします。

大原会長  
職務代理

それでは、これをもちまして12月の定例会を閉会致します。

10時52分終了

平成29年12月20日